

障がい福祉サービス 指定居宅介護

訪問介護事業所パレード運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社パレードが開設する訪問介護事業所パレード（以下「事業所」という。）が行う所がい福祉サービスにおける指定居宅介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、障がいがある者に対し、適正な居宅介護サービスを提供することを目的とする。

（指定居宅介護の運営の方針）

第2条 指定居宅介護の基本方針として、訪問介護員等は、障がい者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、次の処置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の配置及び必要な体制の整備

(2) 成年後見人制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 虐待の防止を啓発・普及するため、虐待防止委員会を設置し従業員に対する研修の実施を行う。

(5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な処置

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

① 名 称 訪問介護事業所 パレード

② 所在地 札幌市手稲区西宮の沢4条3丁目2-4 ビレッジハウス宮の沢4号棟 304号室

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備 考
管理者	介護福祉士		1			サービス提供責任者と兼務
サービス 提供責任者	介護福祉士	1人 以上	1※			※管理者と兼務
	介護職員実務者研修					
	介護職員基礎研修					
	ヘルパー1級					
※訪問介護員 等	介護福祉士	1人 以上				
	(准)看護師					
	介護職員実務者研修			1人 以上		
	介護職員基礎研修					
	介護職員初任者研修			1人 以上		
	ヘルパー1級					
	ヘルパー2級					
事務職員						

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・支援計画の作成：利用者の障がいの特性やニーズに基づき、個別の支援計画を作成。
- ・サービス提供の調整：介護スタッフや支援者とのスケジュール調整やサービスの提供内容を管理。
- ・スタッフの指導・管理：支援スタッフに対する指導や業務の監督。
- ・利用者のフォローアップ：利用者の状態や状況を定期的に確認し、必要に応じて計画の見直しや変更を行う。
- ・関係機関との連携：利用者の家族や医療機関、行政などと連携し、支援の質を高める。

(3) 訪問介護員等

訪問介護員等は、居宅介護サービスの提供に当たる。

(4) 事務職員

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月2日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護の内容は次のとおりとし、指定居宅介護を提供した場合の利用料は、障がい者総合支援法に基づき、利用者の所得に応じた応能負担とする。具体的な負担額は市区町村が発行する支給決定通知書に記載された負担割合により算定する。

- ① 身体介護 ② 家事援助 ③ 通院等乗降介助

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所の実施地域を越える地点から、1kmあたり 10円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、札幌市手稲区、札幌市西区 札幌市北区の区域とする。

第9条 事業所における虐待対応については、以下の通りとする。

- ① 利用者又は家族、その他関係各所からの虐待及び虐待が疑われる事案に対しての受付責任者は業所管理者とする。
- ② 毎年度初めまでに研修計画を立案し、訪問介護職員に対し虐待防止の啓発・普及に資する内容の修を少なくとも年1回以上行う。また、職員の新規採用時には、都度行う。
- ③ 虐待及び虐待が疑われる事案が発生した場合には、関係各機関と連携し事態の収拾に努める。

（その他運営についての留意事項）

第10条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年1回

2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。

3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 訪問介護員等は、法人の就業規則・服務規程・論理規程を尊重し、精錬潔癖な態度で業務を遂行しなければならない。また、法人の信用を害する行為、不名誉となるような行為をしてはならない。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社パレードと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

7 事業者は、サービス提供記録をつけることとし、この契約の終了後5年間保管します。

（最後の請求があった日から5年間保存）

附 則

この規程は、令和7年 8月 1日から施行する。